

# 後期高齢者医療制度のお知らせ ～制度の見直しについて～

## ■均等割の軽減割合が見直しされました

保険料均等割の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円(かつ、被保険者全員が所得0円) ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減
33万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(52万円×世帯の被保険者数)	2割軽減



【令和3年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割軽減
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減
43万円+(52万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減

※ 給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

## ■保険料の計算方法

保険料額は、被保険者全員が負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

<b>均等割</b> 【1人当たり保険料】 <b>52,048円</b>	+	<b>所得割</b> 【本人の所得に応じた額】 (令和2年中の所得-最大43万円) <b>×10.98%</b>	=	<b>1年間の保険料</b> 【限度額64万円】 (100円未満切捨)
--	---	---	---	---

※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※ 所得とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額など)を引いたものです。

※ 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

令和3年度の保険料額は、7月に送付する「保険料額決定通知書」でご確認ください。

お問合せ 国保年金課 ☎21-3185、3186

## 65歳からの健康づくり! プラチナフィットネス(1期) 参加者募集

高齢者が何歳になっても元気で活動的な生活を送ることができるよう、2種類の介護予防教室を開催します。

詳しくは本紙に折り込みの「プラチナフィットネス(介護予防教室)」をご覧ください。

お問合せ 高齢福祉課 ☎21-3082

